

## 第4章 整備形態

### 1. 整備形態の策定方法

- 設定したネットワーク路線について、各路線で想定される整備手法を「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H28.7）」（以降：ガイドライン）に従い、自動車交通量と規制速度、幅員構成をもとに設定する。
- 整備形態は、複雑にならないよう単路部を標準幅員とし、交差点部や橋梁部等局所的に狭い箇所を考慮しながら現状幅員内で、連続して整備できる整備手法を選定する。道路の幅員は「三島市道路台帳」を参照とする。
- 無電柱化整備区間については、地上機器等の移設が困難であることから、暫定及び将来の整備形態は、現状車道幅員内で整備できる形態とする。
- 整備手法が短い区間で頻繁に切り替わると、利用者が混乱する他、規制が複雑になるため、交通管理が難しくなる。このため、原則として整備距離は概ね0.5km以上を目安とする。
- 整備にあたっては、各道路管理者との協議を行い、整備形態を決定する。

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を 車道で混在）

※ 参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

図 交通状況を踏まえた整備形態の選定の考え方（完成形態）

（出典：国土交通省 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H28.7））

---

## 2. 補完路線及び代替路について

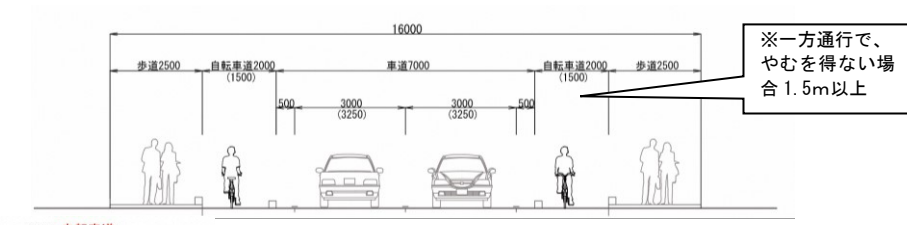
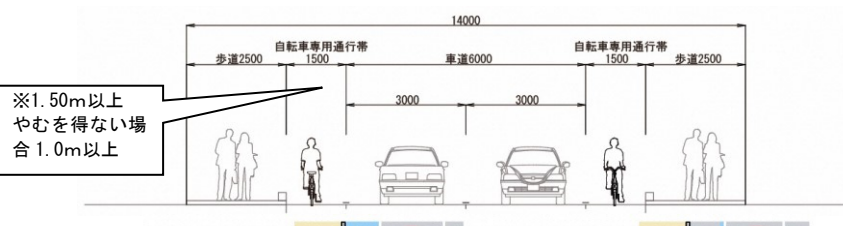
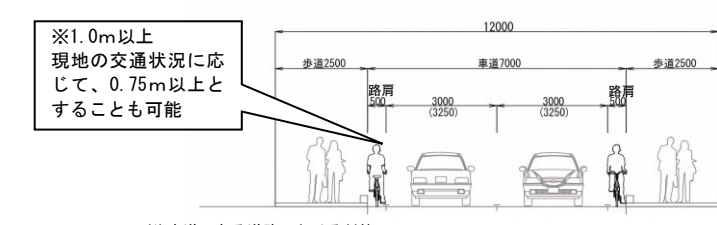
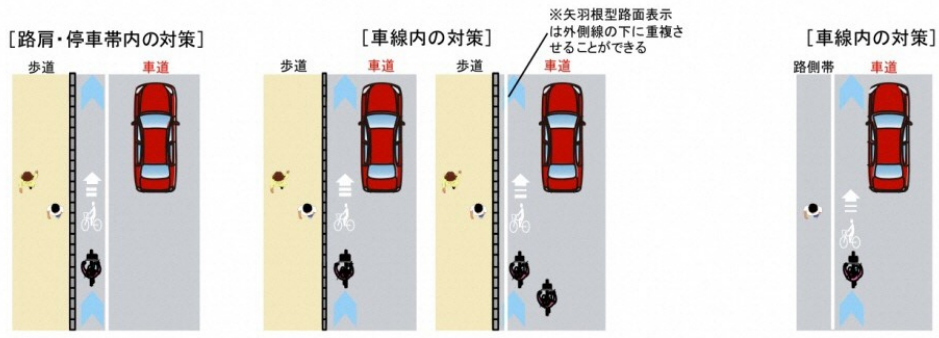
---

- 補完路線とは、「自転車ネットワーク計画対象路線として指定した道路」については、自転車通行空間として自転車道・自転車専用通行帯又は車道混在等での整備を検討するが、やむを得ず自転車通行空間として既設の自転車歩行者道のみを活用せざるを得ない場合において、その区間を自転車ネットワーク計画対象路線に位置づけることなく、自転車ネットワークを補完する経路として活用するもの。
  - 三島市内における国道1号及び国道136号は、整備方針①隣接市町との接続、②市内幹線道路に該当する他、高校生の通学ルート(資料:東駿河湾都市圏内自転車通学実態調査 平成28年)として利用されていることから、通勤通学ネットワークの選定路線と位置づけられるが、国道の利用状況及び整備状況から、車道上への新たな自転車通行空間の整備が困難であるため、既存の歩道空間を自転車通行空間とし、接続する清水町ネットワーク計画の国道1号(補完路線)と同様に自転車ネットワークの『補完路線』として位置づけ、代替路を選定する。

補完路線と並行する道路であり、自転車通行空間として整備可能な路線として、国道1号の代替路を(主)三島富士線及び(一)沼津三島線とし、国道136号の代替路を(一)三島静浦港線にそれぞれ選定する。
  - 道路計画事業中の市内都市計画道路(三島駅北口線、谷田幸原線、下土狩文教線)について、都市内幹線道路や周辺市町との接続道路であることから、通勤通学ネットワークに位置づけられるが、道路事業中(工事・認可中)により早期の道路計画変更が困難であるため、『補完路線(自転車歩行者道)』として位置づける。

(都)三島駅北口線、(都)谷田幸原線、(都)下土狩文教線については、道路計画の延伸時や変更時に将来形状を目指し、代替路を設けない。
-

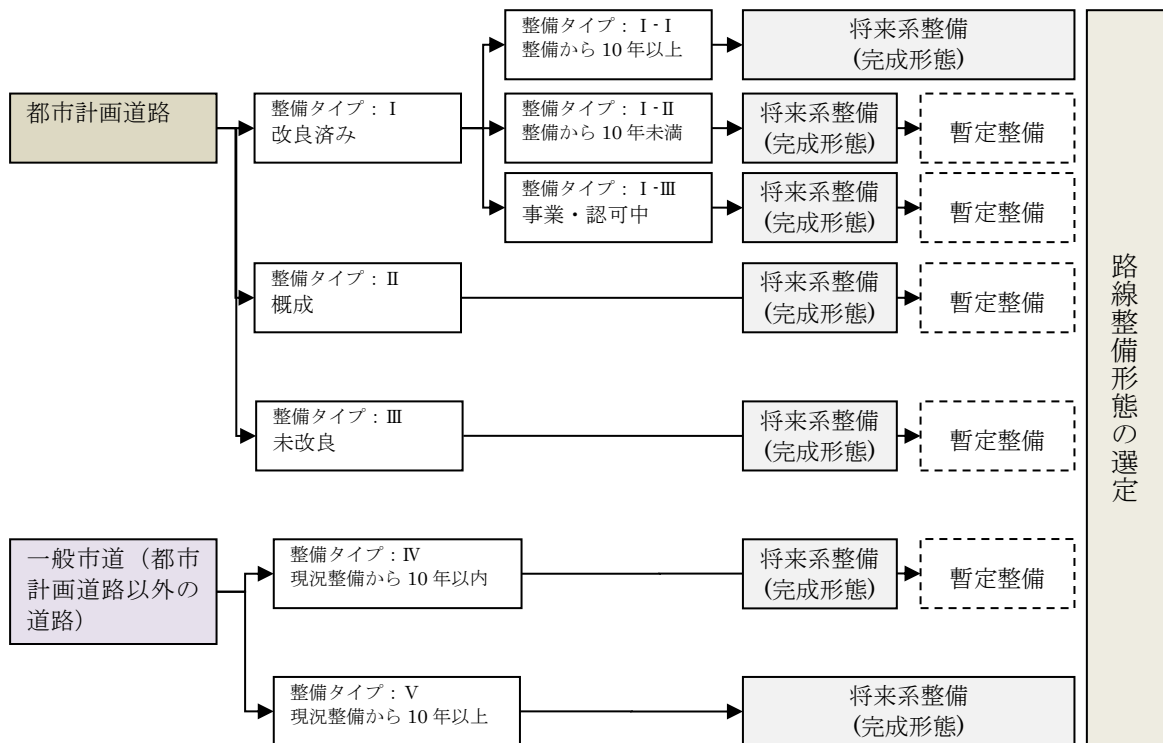
### 3. 整備形態概要

整備形態	【 整備イメージ 】												
<p>A</p> <p>自転車道</p>	<p>・自動車と縁石または柵等これに類する工作物により分離させた道路の部分</p>  <p>※一方通行で、やむを得ない場合 1.5m以上</p> <p>歩道 自転車道</p> <p>■必要道路幅員(参考)</p> <table border="1" data-bbox="718 672 1260 784"> <tr> <td>車道幅員</td> <td>2.75m</td> <td>3.0m</td> <td>3.25m</td> </tr> <tr> <td>2車線</td> <td>15.5m</td> <td>16.0m</td> <td>16.5m</td> </tr> <tr> <td>4車線</td> <td>21.5m</td> <td>22.0m</td> <td>22.5m</td> </tr> </table>	車道幅員	2.75m	3.0m	3.25m	2車線	15.5m	16.0m	16.5m	4車線	21.5m	22.0m	22.5m
車道幅員	2.75m	3.0m	3.25m										
2車線	15.5m	16.0m	16.5m										
4車線	21.5m	22.0m	22.5m										
<p>B</p> <p>自転車専用通行帯</p>	<p>・車道上の整備で自動車とは視覚的に分離する。普通自転車の通行を指定された車両通行帯。</p>  <p>※1.50m以上やむを得ない場合 1.0m以上</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p> <p>■必要道路幅員(参考)</p> <table border="1" data-bbox="606 1276 1149 1388"> <tr> <td>車道幅員</td> <td>2.75m</td> <td>3.0m</td> <td>3.25m</td> </tr> <tr> <td>2車線</td> <td>13.5m</td> <td>14.0m</td> <td>14.5m</td> </tr> <tr> <td>4車線</td> <td>19.5m</td> <td>20.0m</td> <td>20.5m</td> </tr> </table>	車道幅員	2.75m	3.0m	3.25m	2車線	13.5m	14.0m	14.5m	4車線	19.5m	20.0m	20.5m
車道幅員	2.75m	3.0m	3.25m										
2車線	13.5m	14.0m	14.5m										
4車線	19.5m	20.0m	20.5m										
<p>C</p> <p>自転車と自動車を混在通行とする道路 (車道混在)</p>	<p>・自動車と混在した車道部左端部の通行空間。</p>  <p>※1.0m以上 現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることも可能</p> <p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>[路肩・停車帯内の対策]</p> <p>[車線内の対策]</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>[車線内の対策]</p> 												

#### 4. 暫定・将来形態の策定方法

- 将来系整備(完成形態)は、都市計画道路の場合、都市計画道路幅員内で可能な整備形態を完成形態とし、一般市道(都市計画道路以外の道路)については、現状幅員内で改修した場合に整備できる形態を完成形態とする。また、将来整備は整備時の道路状況(規制速度や自動車、自転車交通量等)を考慮し詳細設計を行う。
- 設定したネットワーク路線について、各路線で想定される整備手法を「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7)」に従い、規制速度や幅員構成等をもとに設定するが、道路の整備状況等に応じ本来すべき完成形態での整備が当面困難(現状が整備から10年未満、認可事業中)な場合などを考慮し、事業効果を早期に発揮するために暫定形態を設ける。
- 下表の整備タイプI-I及びVについては、整備に合わせて完成整備が可能であることから将来整備を目指すものとする。

表 暫定・将来形態の策定フロー



・整備タイプの判別は、

「H25 三島市都市計画道路必要性再検証業務」及び現地踏査により行うものとする。

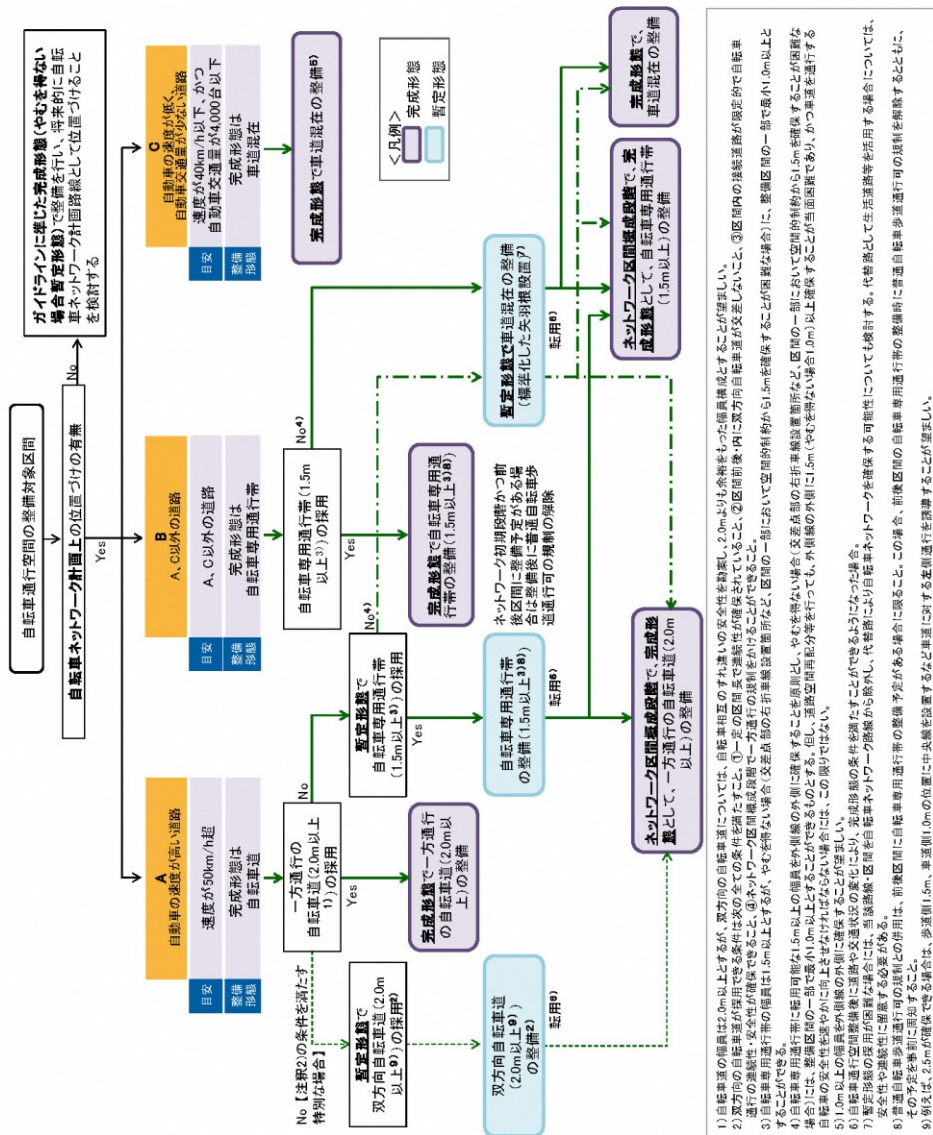


図 I-8 車道通行を基本とした暫定形態を考慮した整備形態選定フロー

図 車道通行を基本とした暫定形態を考慮した整備形態策定フロー

(出典：国土交通省 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (H28.7))

---

## 5. 整備形態一覧表

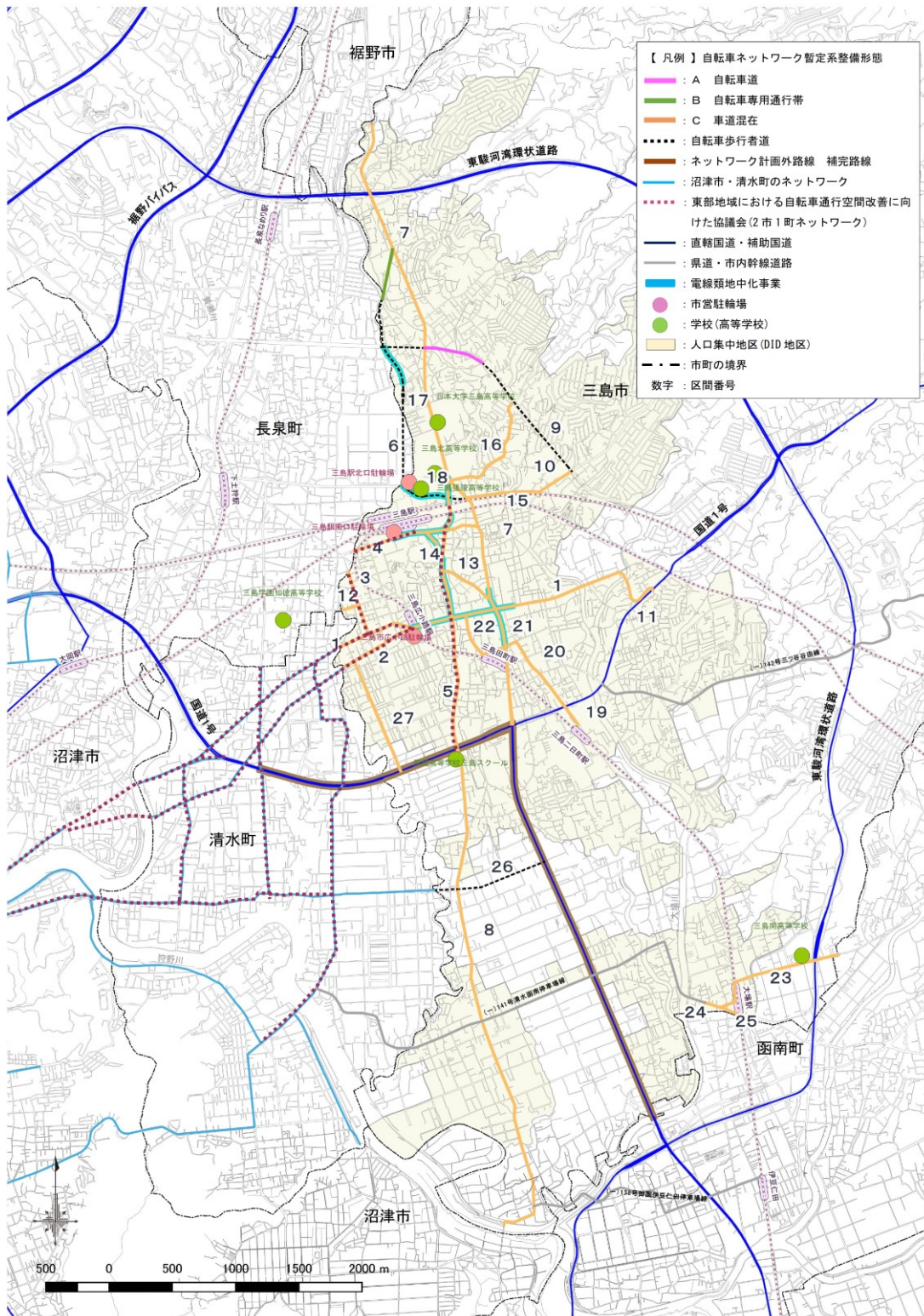
---

- 通勤通学ネットワークにより抽出された対象路線について、整備の選定方法に基づき整備方針をまとめた「選定路線・路線一覧表」を次ページに記載する。
  - 暫定形態及び完成形態の断面形状は参考形態であり、実施にあたっては、各道路管理者や関係機関と協議し決定する。
-

選定路線・整備一覧表														整備形態		令和2.3から10年以内の整備形態	備考
現況路線概要※1										都市計画道路※3				将来	暫定		
区間番号	整備タイプ	路線名	管理	整備区間	整備延長(km)	規制速度(km/h)	道路全体標準幅員(m)※2	標準部車線数※2	標準歩道幅員(m)	路線名	道路全体標準幅員(m)	標準部車線数	標準歩道幅員(m)			整備形態	整備形態
①	—	国道1号	国	清水町界～国道136号交差点	—	50	24.0	4	両側3.5	—	—	—	—	補完路線代替路	補完路線代替路	補完路線代替路	代替路設定(市)広小路加屋町線、(主)三島富士線、(一)沼津三島線
1-1	I-II	(市)広小路加屋町線	市	清水町界～三島広小路駅踏切	0.63	40	15.0	2	両側2.0	川原ヶ谷八幡線	15.0	2	両側2.0	B	C	C	
1-2	I-II	(主)三島富士線【県道22号】	県	三島広小路駅踏切～大社町西交差点	0.65	30	15.0	2	両側3.0	〃	15.0	2	両側3.0	C	C	C	
1-3	I-II	〃	県	大社町西交差点～三嶋大社駅前	0.10	40	20.0	2	両側5.0	〃	15.0	2	両側5.0	C	C	C	
1-4	I-II	〃	県	三嶋大社駅前～新町橋(大場川)	0.45	40	15.0	2	両側1.6	〃	15.0	2	両側1.6	C	C	C	
2	V	(一)沼津三島線【県道145号】	県	清水町界～三島広小路駅踏切	0.60	30	7.5	2	無	—	—	—	—	C	—	C	
3	IV	(市)西本町西若線	市	栄町交差点～長泉町界	0.50	30	7.9	1	片側2.2	—	—	—	—	C	C	C	
4-1	II	(市)小山三軒家線	市	長泉町界(主)三島富士線～(主)三島停車場線	0.60	40	14.5	2	両側2.8	小山三軒家線	15.0	2	両側3.0	B	C	C	
4-2	III	〃	市	(主)三島停車場線～三島駅東交差点	0.15	40	14.6	2	両側2.8	〃	15.0	2	〃	B	C	C	南口再開発計画
4-3	III	〃	市	三島駅東交差点～(主)三島裾野線	0.26	40	15.7	2	両側3.5	〃	15.0	2	〃	B	C	C	南口再開発計画
5-1	I-I	(主)三島停車場線【県道51号】	県	三島玉川交差点(国道1号)～製氷前踏切南	0.70	40	15.0	2	両側1.5	南町文教線	15.0	2	両側1.5	C	—	C	
5-2	I-I	〃	県	製氷前踏切南～(主)三島富士線	0.35	40	15.0	2	両側3.5	〃	15.0	2	両側3.5	C	—	C	
5-3	I-II	〃	県	(主)三島富士線～三島市民文化会館	0.45	40	15.0	2	両側3.5	〃	15.0	2	両側3.5	C	C	C	
5-4	II	(市)磯坂線	市	三島市民文化会館～三島駅東交差点	0.22	40	9.0	2	無	〃	15.0	2	両側3.0	C	C	C	
5-5	I-III	〃	市	三島駅東交差点～(市)三島駅北祇園原線	0.20	40	15.0	2	両側3.0	〃	15.0	2	両側3.0	C	C	C	南口再開発計画
5-6	I-II	〃	市	(市)三島駅北祇園原線～三島北高等学校前	0.18	40	18.0	2	両側4.5	〃	15.0	2	両側3.5	C	C	C	
6-1	II	(市)三島駅徳倉線	市	三島駅北口交差点～東レ体育館前交差点	0.85	50	12.1	2	片側4.1	三島駅北口線	18.0	2	両側4.5	B	自歩	自歩	
6-2	I-II	〃	市	東レ体育館前交差点～(都)谷田幸原線	0.30	50	18.0	2	両側4.5	〃	18.0	2	両側4.5	B	自歩	自歩	
6-3	III	〃	市	(都)谷田幸原線～青木橋	0.42	50	—	—	—	〃	18.0	2	両側4.5	B	自歩	自歩	事業中区間
6-4	III	〃	市	青木橋～(主)三島裾野線	0.38	50	—	—	—	〃	18.0	2	両側4.5	B	B	B	道路計画区間
7-1	III	(主)三島裾野線【県道21号】	県	裾野市界～(市)文教町一丁目1号線交差点	2.30	40	8.0	2	—	東本町幸原線	19.0	2	両側4.5	A	C	C	
7-2	II	〃	県	(市)文教町一丁目1号線交差点～三島市文教町交差点	0.65	40	19.0	2	両側5.0	〃	20.0	2	両側5.0	C	C	C	
7-3a	II	〃	県	三島市文教町交差点～大社町西交差点(主)三島富士線	0.97	40	11.0	2	両側2.5	〃	16.0	2	両側3.5	A	C	C	
7-3b	II	〃	県	三島市文教町交差点～大社町西交差点(主)三島富士線	0.13	40	11.0	2	両側2.5	〃	16.0	2	両側3.5	C	C	C	
7-4	I-II	(主)三島裾野線【県道21号】(市)東本町幸原線	県	大社町西交差点～伊豆箱根鉄道高架	0.45	40	18.0	2	両側4.5	〃	18.0	2	両側4.5	C	C	C	
7-5	I-I	(主)三島裾野線【県道21号】	県	伊豆箱根鉄道高架～南二日町IC交差点(国道1号)	0.45	40	18.0	2	両側4.5	〃	18.0	2	〃	C	—	C	
②	—	国道136号	県	南二日町IC交差点～函南町界	—	50	16.5	4	両側1.5	三島函南線	27.0	4	両側4.5	補完路線代替路	補完路線代替路	補完路線代替路	代替路設定(一)三島静浦港線
8	IV	(一)三島静浦港線【県道140号】	県	三島玉川交差点(国道1号)～沼津市界	4.00	40	10.0	2	両側1.5	—	—	—	—	C	C	C	
9-1	I-III	(市)谷田幸原線	市	(都)三島駅北口線～(主)三島裾野線	0.30	—	—	—	—	谷田幸原線	27.0	4	両側4.5	A	自歩	自歩	事業中区間
9-2a	I-III	〃	市	(主)三島裾野線～(市)徳倉文教線	0.50	—	—	—	—	〃	25.0(27.0)	4	両側4.5	A	A	A	道路計画路線
9-2b	I-III	〃	市	(主)三島裾野線～(市)徳倉文教線	0.40	—	—	—	—	〃	25.0(27.0)	4	両側4.5	A	自歩	自歩	事業中区間
9-3	II	(市)谷田幸原線	市	(市)徳倉文教線～(市)祇園原線	0.75	50	11.0	2	片側3.5	〃	—	—	—	A	自歩	自歩	
10	I-I	(市)祇園原線	市	三島市若松町交差点～(市)谷田幸原線	0.30	40	16	2	両側3.5	祇園原線	16.0	2	両側3.5	C	—	C	
11	V	(主)三島富士線【県道22号】	県	新町橋(大場川)～谷田東小山交差点	0.78	40	9.5	2	両側1.5	—	—	—	—	C	—	C	
12	V	(市)泉町西若線	市	栄町北交差点～長泉町界	0.15	30	8.0	2	無	—	—	—	—	C	—	C	
13	I-I	(市)水上線	市	(主)三島裾野線～(主)三島停車場線	0.40	30	—	2	片側3.5	水上線	11.0	2	片側3.5	C	—	C	
14	I-III	(主)三島停車場線【県道51号】	県	一番町(都)南町文教線～三島駅前交差点	0.21	40	14.5	2	両側2.5	三島駅前通り線	15.0	2	両側3.5	C	—	C	
15	V	(市)三島駅北祇園原線	市	若松町ガード下交差点(市)祇園原線～文教町(主)三島裾野線	0.51	40	9.5	2	片側2.5	—	—	—	—	C	—	C	
16	V	(市)徳倉文教線	市	徳倉マックスバリュ(市)谷田幸原線～三島北高等学校前	0.93	40	10.0	2	両側1.5	—	—	—	—	C	—	C	
17	IV	(市)文教町一丁目1号線	市	文教町(主)三島裾野線～文教町(都)三島駅北口線	0.20	30	12.0	2	両側2.5	—	—	—	—	C	C	C	
18-1	I-II	(市)文教町一丁目2号線	市	長泉町界～三島簡易裁判所前交差点	0.46	40	21.0(16.0)	2	両側5.5	下土狩文教線	21.0(16.0)	2	両側5.5	A	自歩	自歩	
18-2	I-III	(市)三島駅北祇園原線	市	三島簡易裁判所前交差点～(主)三島裾野線	0.15	30	11.0	2	両側2.0	〃	19.0	2	両側4.5	A	自歩	自歩	事業中
19	IV	(市)南二日町中島線	市	伊豆箱根鉄道駿豆線三島二日町駅～国道1号	0.20	40	10.0	2	片側2.5	—	—	—	—	C	C	C	
20	IV	(市)大社前・南二日町線	市	国道1号～東本町北交差点	0.70	40	10.5	2	両側1.5	—	—	—	—	C	C	C	
21	IV	(市)田町日の出町線	市	東本町北交差点～伊豆箱根鉄道駿豆線三島田町駅前	0.30	30	8.7	2	片側1.5	—	—	—	—	C	C	C	
22	IV	(一)三島田町停車場線【県道143号】	県	伊豆箱根鉄道駿豆線三島田町駅前～(主)三島富士線	0.30	30	9.0	2	両側1.0	—	—	—	—	C	C	C	
23-1	V	(一)清水函南停車場線【県道141号】	県	(市)大場18号線～(市)大場19号線	0.13	40	8.0	2	両側1.0	—	—	—	—	C	—	C	
23-2	V	〃	県	(市)大場19号線～大場駅北側踏切	0.27	30	6.0	2	無	—	—	—	—	C	—	C	
23-3	IV	〃	県	大場駅北側踏切～函南町界	0.75	40	7.0	2	片側1.0	—	—	—	—	C	C	C	
24	V	(市)大場18号線	市	函南町界～(一)清水函南停車場線	0.04	40	8.0	2	両側1.5	—	—	—	—	C	—	C	
25	V	(市)大場19号線	市	大場駅踏切(函南町境)～(一)清水函南停車場線	0.14	40	8.0	2	両側1.0	—	—	—	—	C	—	C	
26	I-III	(市)平田新谷線	市	清水町境～国道136号	0.92	50	25.0	4	両側4.0	西間門新谷線	25.0	4	両側4.0	A	自歩	自歩	事業中
27	V	(市)三好町加屋町線	市	国道1号(三好町西交差点)～(一)沼津三島線	0.92	30	8.0	2	片側1.2	—	—	—	—	C	—	C	
整備延長合計					27.65												
整備形態:A=自転車道、B=自転車専用通行帯、C=自転車と自動車の混在型																	
※1:三島市道路台帳及びH30年現地踏査より ※2:選定路線内で、交差点部を除く区間かつ同等の整備が連続している区間を標準幅員・標準部車線数とした ※3:東駿河湾広域都市計画図(三島市H30.1)、H25三島市都市計画道路必要再検証業務より																	

## 6. 暫定系整備形態図

- 基本方針や道路整備状況を踏まえて、「将来計画」の整備形態を選定するが、幅員や交通量等の道路事情から将来計画が当面困難な路線については、「暫定計画」での整備形態で整備を行う。
- 暫定計画は、概ね10年以内に整備した場合の暫定形状。





## 7. 将来系整備形態図

- 選定路線における完成系整備形態の路線図。
- 将来整備形状は、整備時の規制速度及び自動車、自転車、歩行者交通量等により再度判断する。

